

(別添)

- 令和5年11月27日障精発1127第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」の一部改正について

(改正箇所は下線部)

改正後	改正前
<p>II 同意を得る際の留意点</p> <p>1. 管理者が家族等から医療保護入院の同意を得る際には、同意を行う者の氏名、続柄等を書面で申告させて確認する。その際には、<u>運転免許証やマイナンバーカード</u>等の提示により可能な範囲で本人確認を行うとともに、当該者の精神の機能の状態等を踏まえ、上記書面の申告内容を確認されたい。なお、医療保護入院及び入院期間の更新に関する同意における書面の様式については、「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」(令和5年11月27日障精発1127第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)の様式8及び13を適宜活用されたい。</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 当該医療保護入院者に係る精神障害者が未成年である場合に管理者が親権者から同意を得る際には、民法(明治29年法律第89号)<u>第824条の2第1項</u>の規定にしたがって、原則として父母双方の同意を要するものとする。なお、父母の片方が虐待を行っている場合等、父母双方の同意を得ることが不相当と認められる場合は、この限りではない。</p>	<p>II 同意を得る際の留意点</p> <p>1. 管理者が家族等から医療保護入院の同意を得る際には、同意を行う者の氏名、続柄等を書面で申告させて確認する。その際には、<u>運転免許証や各種医療保険の被保険者証</u>等の提示により可能な範囲で本人確認を行うとともに、当該者の精神の機能の状態等を踏まえ、上記書面の申告内容を確認されたい。なお、医療保護入院及び入院期間の更新に関する同意における書面の様式については、「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」(令和5年11月27日障精発1127第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)の様式8及び13を適宜活用されたい。</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 当該医療保護入院者に係る精神障害者が未成年である場合に管理者が親権者から同意を得る際には、民法(明治29年法律第89号)<u>第818条第3項</u>の規定にしたがって、原則として父母双方の同意を要するものとする。なお、父母の片方が虐待を行っている場合等、父母双方の同意を得ることが不相当と認められる場合は、この限りでは</p>

4～7 (略)

ない。
4～7 (略)